

飯塚市地域外来・検査センター送迎サービス事業実施要綱

令和3年1月4日

飯塚市告示第1号

(目的)

第1条 この告示は、飯塚医師会が運営する地域外来・検査センター(以下「センター」という。)への移動手段がない市民を対象とした送迎サービス事業(以下「事業」という。)について必要な事項を定めることにより、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に資することを目的とする。

(対象者)

第2条 事業の対象者は、市内に在住する次の各号のいずれにも該当する者(以下「対象者」という。)とする。

- (1) 医師がPCR検査の必要性を認めた自立して動作が行える軽症の者であって、当該医師によってセンターにおける検査の予約がなされたもの
- (2) 自家用車等の公共交通機関を使用しない手段によるセンターへの来所が著しく困難である者

(送迎区間)

第3条 センターへの送迎区間は、対象者の住居又は市内の対象者が指定する場所からセンターまでの往復を原則とする。

(利用時間)

第4条 事業の利用時間は、飯塚市の休日を定める条例(平成18年飯塚市条例第2号)第1条第1項に規定する休日を除き、午前8時30分から午後5時15分までとする。

(利用の手続)

第5条 事業を利用しようとする者(以下「申込者」という。)は、次に掲げる事項を明らかにした上で、事前に電話又はFAXで申し込まなければならない。

- (1) 申込者の住所、氏名、生年月日及び電話番号
- (2) 検査日時
- (3) 送迎希望場所
- (4) 診療医療機関名
- (5) センターへの来所が困難な理由

2 市長は、事業の利用によって業務に支障が生じないと認めるときは、当該利用を承諾し、その旨を申込者に通知するものとする。

(利用の取消し等)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当したときは、事業の利用を取り消し、又

は制限することができる。

- (1) 申込者の症状が重症化したとき。
- (2) 申込者が合併症を併発したとき。
- (3) 申込者がセンターの定める受検者がとるべき感染対策をとらないとき。
- (4) 車両の確保ができないとき。
- (5) 虚偽の申込みをしたとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、事業実施の安全上著しい支障が生じると認められるとき。

(利用料金)

第7条 事業の利用料金は、無料とする。

(補則)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。